

TSRマネジメント規程

	平成26年6月1日
改正	平成27年4月1日
	平成28年6月1日
	平成30年12月18日
	令和元年7月1日
	令和2年9月1日
	令和3年5月18日
	令和4年4月1日
	令和7年2月1日
	令和7年4月1日

目 次

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (機能)
- 第4条 (TSRシートの種類)
- 第5条 (適用範囲)
- 第6条 (検証評価)
- 第7条 (管掌)
- 第8条 (改廃)

附 則

(目的)

第1条 このTSR (Taisho University Social Responsibility) マネジメント規程は、教育基本法第7条第1項及び学校教育法第83条第1項の理念に基づき、大正大学（以下、「本学」という。）の目的である教育、研究、社会貢献等の機能を最大化させるため、円滑な運営を目指した学内ガバナンス体制を構築し、理事会、教授会等学内意思決定機関で策定された大学運営計画に則り、目標管理型マネジメントを確立することを目的とする。

(定義)

第2条 TSRマネジメントとは、前条の目的を達成するために大学の教育、研究、社会貢献等の諸活動を「5つの社会的責任」（①教育・研究の充実・発展、②学生生活の充実、③特色ある社会貢献・地域連携、④ミッションに基づく学風の醸成、⑤TSRに基づく大学運営）に分類し、それらの活動を行うための資源を「5つの経営資源」（①人材の確保、②充実した教育環境、③安定した財務、④情報、⑤働き方改革）と位置付けた本学独自のP D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルを稼働させるシステムをいう。

(機能)

第3条 TSRマネジメントは本学が独自に開発したTSRマネジメントシート（以下、「TSRシート」という。）によって運用し、TSRシートは、基本的に次の各号の機能を有するツールとする。

- (1) 自己点検・評価
- (2) 事業の進捗管理
- (3) 検証、評価

2 運用及び管理については、別に定める。

(TSRシートの種類)

第4条 TSRシートは、次のとおりに分類する。

- (1) TSRマネジメントシート（大学・大学院）
- (2) TSRマネジメントシート（学部、研究科）
- (3) TSRマネジメントシート（学科、大学院専攻）

2 前項各号の各シートの運用については、別に定める。

(適用範囲)

第5条 TSRマネジメントシステムの適用範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 本学の中長期計画及び事業計画の推進
- (2) 「5つの社会的責任」に関する事項
- (3) その他、必要な事業又は業務

(検証評価)

第6条 本学学則第2条第1項並びに本学大学院学則第2条第1項に基づき実施する自己点検・自己評価は、ＴＳＲマネジメントによって実施する。

2 自己点検・自己評価の対象範囲は、第2条に定めるＴＳＲマネジメントの区分とし、具体的な運営、方法の詳細については、別に定める。

(管掌)

第7条 この規程の事務管掌は、理事長室法人経営戦略課とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。